令和7年9月から

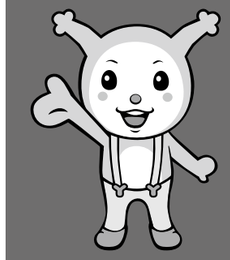

リチウムイオン電池などの回収を資源化ごみ集積所にて開始します

近年、家庭ごみなどに混入したリチウムイオン電池などによる**火災が発生**しています。事故の未然防止のため、適正排出にご協力をお願いします。

対象

小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池）

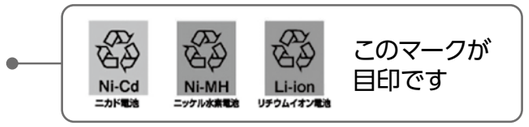

電池のみを本体から取り出し、そのまま回収ボックスに入れてください。

（スマートフォン、タブレット、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、シェーバー、電動歯ブラシなどの電池のみ）

注意！ 自動車・バイク用および破損・膨張・変形したバッテリーは出せません

大型の充電式電池（バッテリー）は、販売店・メーカーなどにご相談ください

資源化ごみ集積所設置場所

鴨島町：鴨島地区（吉野川市役所敷地内）
西麻植地区（西麻植会館東側駐車場内）
牛島地区（県道宮川内牛島停車場線JR高架下）

川島町：川島地区（南寺公民分館駐車場内）
学地区（学西公民分館駐車場内）

山川町：川田地区（山川庁舎北駐車場内）
山瀬地区（山瀬公民館駐車場内）
榎谷地区（榎谷集会所前）

美　郷：美郷地区（旧美郷庁舎裏駐車場内）

●問い合わせ　**運転管理センター　☎25-2111　FAX25-2112**

国民健康保険資格確認書などの一斉更新のお知らせ

国民健康保険に加入されている方は、令和７年７月31日をもって、被保険者証または資格確認書が有効期限を迎えます。マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、お持ちでない方には「資格確認書」を７月下旬に送付します。「資格確認書」は特定記録で郵送しますので、届き次第、記載内容を確認してください。

また、70歳以上の方に送付していました高齢者受給者証は、負担割合が「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」に記載されるため廃止となります。

なお、対象の方で「資格確認書」が８月１日までに届かない場合は、国保年金課（本館１階）まで連絡してください。

※「資格確認書」または70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」は令和８年７月31日まで使用できます。70歳未満の方の「資格情報のお知らせ」は有効期限がありませんので、国民健康保険の資格がなくなる日、もしくは70歳の到達月の月末まで使用できます。

また、勤め先の健康保険などに加入された方は、国保を喪失する手続きが必要です。手続きの方法については、市民生活課まで問い合わせください。

●後期高齢者医療制度　加入の案内

65歳から74歳で、一定の障がいがある方は、現在加入している健康保険を抜けて後期高齢者医療制度へ加入することができます。後期高齢者医療制度に加入することで、医療費負担割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。所得や世帯などの状況により異なりますので、詳しくは国保年金課まで問い合わせください。

一定の障がいとは

- 国民年金法などによる障害年金１・２級
- 身体障害者手帳１～３級および４級の一部（音声機能、言語機能、下肢障害の一部）
- 精神障害者保健福祉手帳１・２級
- 療育手帳Ａ１・Ａ２

加入に必要な手続

障がいの状態を明らかにするための書類（※）とともに、国保年金課への申請が必要です。

（※）この中のうちどれか一つ

- 国民年金証書　• 身体障害者手帳　• 精神障害者保健福祉手帳　• 療育手帳

●問い合わせ　**国保年金課　☎22-2213　FAX22-2243**
市民生活課　☎22-2210　FAX22-2245